

旧与謝野町食と健康の拠点施設
運営事業者募集要項

令和7年4月

京都府与謝野町

目 次

1. 運営事業者の募集について
2. 施設の概要
3. 施設の貸与条件等
4. 運営内容に関する条件等
5. 運営に関する支援
6. 申請の手続き
7. 運営事業者の選定等
8. 運営事業者決定後の手続き
9. スケジュール
10. 問合せ先等

別紙 1 リスク分担表

別紙 2 申請書類一覧

別紙 3 選定審査基準

別 図

別 添 与謝野町食と健康の拠点施設利活用計画

1. 運営事業者の募集について

(1) 募集の目的

旧与謝野町食と健康の拠点施設（以下、「本施設」という。）は、与謝野町を中心に生産される農林産物等を活用し、中長期的に滞在しながら健康を回復する施設として、都市住民との交流の促進や町の農業振興を図ることを目的として設置されました。

本施設は、指定管理者制度を活用して運営をしてきましたが、行政財産であるための運営上の制約や、コロナ禍等の影響などによって継続した運営が困難となり、令和4年度末をもって一時休館（機能停止）となっています。

今回の募集については、民間活力による施設の再開を図るべく、公募による民間からの事業提案と官民対話によって策定した「与謝野町食と健康の拠点施設利活用計画（以下「利活用計画」という。）」を基本方針として、施設等の貸与を受けて運営を行っていただける事業者を公募により広く募集するものです。

(2) 基本方針

この要項の基本方針については、別添「利活用計画」を参照してください。

2. 施設の概要

(1) 施設の概要

施設の名称	現名称：旧与謝野町食と健康の拠点施設（通称：リフレカやの里） ※選定後に当該運営事業者が施設の名称を決めることが可能です。
施設の位置付け	行政財産以外の公有財産（普通財産）の不動産
所 在 地	京都府与謝郡与謝野町字金屋1730番地ほか
竣工年月	平成10年9月（平成23年度リニューアル）
本館面積	1,384.48m ²
庭園面積	13,548.00m ²
チップボイラー棟	39.31m ²
主 体 構 造	本館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階建） チップボイラー棟（木造平屋）
構成諸室等	本館（レストラン・浴場・客室）、庭園、ハーブガーデン、 第2駐車場（25台）、第3駐車場（30台）

(2) 管理区域及び活用区域（別図参照）

①管理区域：運営事業者が維持管理を行う区域を指します。

②活用区域：運営事業者が設計した運営事業計画により活用できる区域を指します。ただし、運営事業計画に活用区域外の管理区域を含めることも可能です。

3. 施設の貸与条件等

①土地・建物	貸与（無償） ※与謝野町議会の議決により正式な決定となります。
②構築物・付帯設備等	貸与（無償） 同上
③備品等	運営事業者が必要とする本施設に属する備品及び消耗品等については、無償で貸与又は譲渡します。 ※不要物については町で処分します。
④貸与期間	貸与（無償）期間は、提案の事業運営計画を基に決定します。ただし、最大貸与（無償）期間は、使用貸借契約の当初年度から10年度目の令和17年3月末日までとします。
⑤施設の改修等	運営事業計画に基づく必要な新築、増築、模様替え、改築、補修、修繕、解体、構築物整備等の工事については、町が認める範囲で許可します。また、第5項で示す「施設整備事業（支援）」の活用も可能です。 貸与（無償）期間満了時における現状復旧については、協議の上、使用貸借契約書又は協定書で詳細の取り決めを行います。
⑥リスク分担	貸与（無償）物件及び運営に係る詳細な取り決めは、使用貸借契約書及び協定書で定めますが、別紙1「リスク分担表」を基本とします。
⑦その他	使用貸借契約期間内に本施設の譲渡に係る検討、協議に参加していただきます。

①～③の不動産及び動産等は現状渡しでの貸与（無償）になります。

4. 運営内容に関する条件等

①事業内容	飲食及び宿泊等のサービスの提供
	<p>下記の事業目的（施設活用目的）を踏まえ運営を行ってください。</p> <p>1) 都市農村交流の促進及び、関係・交流人口の増加 積極的に都市部など町外から人を呼び込み、与謝野町や地域の魅力を発信・紹介し、観光や体験等により継続して来町や交流を持つことができる場所を提供することにより、与謝野町の関係・交流人口の増加を図る。</p> <p>2) 農村地域の振興 本施設の活用及び周辺施設等との連携により、地域の事業者等との交流を通じた農村コミュニティ社会と地域文化の維持発展への貢献を図る。</p> <p>3) 地域経済循環 本施設の運営に当たり、与謝野町中小企業振興基本条例及び地域経済分析結果を重視し、地域内での経済循環の視点を持った経営による地域経済の活性化を図る。</p>
②事業目的 (施設利活用目的)	

③事業企画・計画	運営事業計画書（様式第3号）の作成にあたっては、下記の2点を遵守し、②事業目的を基本として柔軟な発想で提案をして下さい。 1. 飲食及び宿泊などの機能を有すること、もしくは飲食の機能を有し、事業計画内で宿泊機能を開設する計画があること。 2. 各種関係法令を遵守し、公序良俗に反することがないこと。
----------	---

5. 運営に関する支援

事業の実施にあたって下記の補助制度の活用が可能です。

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
施設整備事業	建築物（建築物と不可分となっている機能を有する設備を含む。）の新築、増築、模様替え、改築、補修、修繕、解体撤去及び構築物等の整備に係る事業	建築費、改修費、修繕費、建物に付随する設備に要する経費、設計監理委託費、解体撤去処分費、用地造成費、外構工事費及び原材料費	10/10	38,700千円
経営支援事業	経営指導、経営分析等に係る事業	報償費、旅費交通費及び外部委託費	1/2	1,000千円
雇用・人材育成事業	求人活動、社員研修、資格取得、受講料等に係る事業	報償費、旅費交通費、外部委託費、受講料、使用料及び賃借料		
販路開拓・プロモーション・商品開発事業	施設及び運営内容の広報宣伝、マーケティング調査及び集客、商品開発等に係る事業	広報費、旅費交通費、外部委託費、通信運搬費及び印刷製本費		
施設保全事業	活用区域（利活用計画に掲げる活用区域をいう。）外の区域の管理に係る事業	外部委託費、原材料費、備品購入費、燃料費及び消耗品費	10/10	300千円

※補助期間は、施設整備事業は令和7年度限り、経営支援事業から販路開拓・プロモーション・商品開発事業は事業開始から3ヶ年度活用できます。

※施設整備事業は浴場棟の改修等に活用はできません。

※詳細は旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱のとおり。

6. 申請の手続き

(1) 申請資格

申請資格は、協定及び使用貸借契約期間中、施設を円滑に管理運営できる法人またはその他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの。
- ② 破産者で復権を得ないもの。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがあるもの。
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがない法人等であること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納しているもの。
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等に基づく手続を行っているもの。
- ⑧ 団体又はその代表者が本施設を運営するにあたって、関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から2年を経過しないもの。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行うもの。
- ⑩ 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）であるもの。
- ⑪ 団体の経営に暴力団員が実質的に関与しているもの。
- ⑫ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの。
- ⑬ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。

(2) 申請条件

- ① 本施設の運営について必要な知識と経験、各種資格や許認可等を有する、又は、運営開始までに取得する予定であるなど、施設貸与期間中において、本施設の管理運営を円滑に行うことができる法人又は団体であること。
- ② 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者（他の法人等は構成員）が申請手続を行うこと。

(3) 申請書類

下記の書類のうち該当する書類について、正本1部、副本1部（副本は複写可）を提出してください。

- ① 旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業者応募申請書（様式第1号）
- ② 旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業者応募申請申立書（様式第2号）
- ③ 旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業計画書（様式第3号）

本要項の第4項及び利活用計画を踏まえたものとしますが、申請者の経営方針により、自由な発想に基づいた計画として構いません。ただし、審査基準は別紙3「旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業者選考審査基準」のとおりですので留意してください。

- ④ 財務計画書（様式第4号）
- ⑤ 法人（団体）の概要書（様式第5号）
- ⑥ 申請資格がある旨の誓約書（様式第6号）
- ⑦ 共同事業体協定書兼委任状（様式第7号）※該当者のみ
- ⑧ 共同事業体連絡先一覧（様式第8号）※該当者のみ
- ⑨ 現地説明会参加申込書（様式第9号）※希望者のみ
- ⑩ 質問書（様式第10号）※希望者のみ
- ⑪ 確約書（様式第12号）

（3）申請書等の提出

- ① 募集要項等の配布期間 令和7年4月25日（金）～令和7年7月11日（金）
- ② 申請書受付期間 令和7年5月7日（水）～令和7年7月11日（金）
※閉庁日除く
- ③ 受付時間 午前8時30分～午後5時まで
 - ・郵送の場合は最終日の午後5時必着のこと。
 - ・電子メール、FAXでの提出は認めません。
 - ・提出いただいた申請書類に不備のある場合は申請受付期間内に限り、再度提出することができます。申請受付終了後に、申請書類の不備があることが判明した場合には、選定審査の対象から除外します。

（4）質問等に関する事項

申請書類のうち「旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業計画書（様式第3号）」に係る問合せは別紙「質問書（様式第10号）」にて対応します。

- ① 受付期間 令和7年5月12日（月）～令和7年6月11日（水）
- ② 提出方法 所定の様式によりメールでお願いします。
メールアドレス：norinkankyo@town.yosano.lg.jp
- ③ 提出先 与謝野町役場農林環境課（加悦庁舎）
電話 0772-43-9023
- ④ 回答期間 令和7年5月12日（月）～令和7年6月18日（水）
- ⑤ 回答方法 受付けた質問については、申請書提出者及び質問書提出者の全者にメールで回答します。最終回答日は上記のとおり令和7年6月18日（水）としていますが、それまでの間は適宜回答をする予定です。

（5）現地説明及び内覧の実施

- ① 説明会日時 令和7年5月21日（水）午前9時
～令和7年6月20日 午後3時まで
- ② 説明会々場 旧与謝野町食と健康の拠点施設内

(京都府与謝郡与謝野町字金屋1730番地)

- ・現地説明会参加申込書（様式第9号）を、開催日の前開庁日正午までに農林環境課へ提出してください。説明会出席者は1団体3名までとします。
- ・申込みがない場合は実施しません。

(7) 費用負担

申請及び審査に際して申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

(8) 申請書類等の情報公開

運営事業者に関する情報について関係所管課に対して情報公開請求があった場合は、透明性確保の点から提出された書類について開示する場合があります。

(9) 申請の辞退

申請者の都合により、申請を辞退する場合は、令和7年5月15日（木）までに辞退届（様式第11号）を提出してください。

7. 運営事業者の選定等

(1) 運営事業者の選定

① 審査方法

- ア 審査委員会は申請書提出期限後、その内容に基づきプレゼンテーションしているだけ、その後にヒアリングを実施します。
- イ 運営事業者の選定に当たっては、提出のあった申請書類及びプレゼンテーションの内容、ヒアリング結果等を踏まえ、審査委員会が次項の評価基準に照らし慎重に審査を行います。

② 次の要件に該当した場合は審査の対象から除外します

- ア 申請資格・条件を満たさない場合
- イ 申請書類に不備があることが判明した場合
- ウ 本要項の規定を満たさない場合
- エ 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- オ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- カ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- キ 提出書類等の提出期日を経過してから提出書類等が提出された場合
- ク 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ケ その他不正行為があった場合

② 審査結果

ア 町長は審査委員会の報告を参考にし、最も適当であると認められる内容の申請をした民間企業又は団体を運営事業者として決定し、結果については申請者全員に書面で通知します。運営事業者の選定には60%以上の評価点の取得が必要となります。

イ 使用貸借契約書及び協定書を締結するまでの間に運営事業者に決定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、選定されなかった申請者のうち審査

において次点となった団体から順に運営事業者を選定することがあります。

(2) 評価基準

- ① 安定的な事業運営ができる団体であること。
- ② 運営事業計画の内容が、事業目的（施設利活用目的）及び適切な維持管理に繋がるものであること
- ③ 運営事業計画に沿った安定して経営を実行する物的能力及び人的能力を有しているものであること
- ④ 地域の特性を活かし、地域や関係団体等と連携した取組みができる団体であること

※具体的な審査基準については、別紙3「選定審査基準」を参照してください。

8. 運営事業者決定後の手続き

(1) 協定書の締結

運営事業者の決定後に本施設の運営に関し包括的な事項を定めた使用貸借契約書及び協定書を締結します。

(2) 運営状況ヒアリング及び随時監査

町は使用貸借契約及び協定期間中において、適當と認める時期に運営状況ヒアリングを実施します。この時、ヒアリングの内容について事前に書面等で通知を行います。また、町が必要と判断した場合に随時監査を実施します。

(3) 年次事業計画書の作成・提出

運営事業者は、事業年度の前年2月末までに次年度の年次事業計画書を町に提出していただきます。

9. スケジュール

募集及び審査スケジュール（予定）は、以下のとおりです。

- ① 令和7年4月25日（金） 募集要項の配布開始
※町ホームページからダウンロードが可能です。
- ② 令和7年5月7日（水） 応募申請書受付開始（7月11日（金）まで）
- ③ 令和7年5月12日（月） 質問受付開始（6月11日（水）まで）
- ④ 令和7年5月21日（水） 現地説明及び内覧
※随時受付（6月20日（金）まで）
- ④ 令和7年7月11日（金） 応募申請書提出期限
- ⑤ 令和7年8月上旬 プレゼンテーション及びヒアリング（別途通知による）
運営事業者の決定及び公表
- ⑥ 令和7年8月下旬 土地・建物使用貸借契約の仮契約締結
- ⑦ 令和7年9月中旬 与謝野町議会9月定例会において、施設の無償貸付に関する議案上程及び審議
- ⑧ 令和7年9月下旬 土地・建物使用貸借契約書及び協定書の締結（本契約）
- ⑨ 令和7年10月 運営事業者による施設活用の開始

※あくまでスケジュールは予定であり、前後する可能性がございますことをご承知おきく

ださい。

10. 問合せ先等

申請書類等の問合せ先及び申請書提出先

- ① 申請に係る問合せ先及び申請書提出先

与謝野町役場農林環境課（加悦庁舎）

住 所 〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦433番

電 話 0772-42-9023

担当者 農林環境課 荒木

- ② 様式及び資料のダウンロード

この募集要項に関する様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。

- ③ 提出された書類の取扱い

原則、提出された書類は返却しません。

施設の改修及び修繕等の実施及び費用負担区分

区分	項目	内容	実施区分		説明、区分の考え方
			町	事	
1 建 物	①新設等	新営建物		○	事業者から申し出があり町が許可した場合設置が可能
	②改築又は大規模修繕	躯体、基礎、軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替え	△	△	建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である町が管理すべきものであるため、必要に応じて町が行う。 その他については事業者が実施する
	③上記以外の修繕			○	性能や機能が向上したり、耐用年数が延びたりする支出（＝資本的支出）や本来の効用持続年数を維持するために支出される費用
2 構 築 物	①新設等			○	1-①と同じ
	②修繕			○	1-③と同じ
3 機 械 装 置	①新設等			○	1-①と同じ
	②修繕			○	1-③と同じ
4 工 具 器 具 備 品	①購入			○	1-①と同じ
	②資本的支出及び修繕			○	1-③と同じ
	③上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため運営事業者者が実施する。
5 上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等	いわゆる「模様替え」等		○		運営事業者が事業運営のため、効用が増した部分について、将来にわたってその権利を主張しないことが条件。
6 契約終了時の原状回復	建物の除却、建物及び土地の返還		○		町が必要と求めたとき、貸付物件等を原状に戻す

※ 管理運営事業者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。

運営面等におけるリスク分担

種類	内容	負担者	
		町	事
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設維持に影響を及ぼす法令変更	○	
	運営事業者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治的・行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費負担	協議により定める。	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他町又は指定管理者のいずれの責めにも帰することにできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	協定書・契約書等町が作成の責任を持つ書類の誤り	○	
	運営事業計画書等における運営事業者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	事業運営に必要なもの		○
施設・設備の損傷	運営事業者の故意又は重大な過失によるもの		○
	当初使用貸借契約時点において施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		○
資料等の損傷	運営事業者として注意義務を怠ったことによるもの		○
第三者への賠償	運営事業者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪の発生等		○
事業終了時の費用	運営事業者の業務の期間が終了した場合における事業者の撤収費用		○
	指名の取消し又は業務の停止による経費		○

※ 本表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないものについては、与謝野町と運営事業者が協議のうえ決定することとする。

別紙2

申請書類一覧

該当する書類について、正本1部、副本1部（副本は複写可）を提出してください。
様式について指定したもの以外は、任意様式になっています。

提出書類の様式番号欄に番号が記載されていないものについては、別紙様式に表題、項目番号、内容等を記載してください。

共同事業体で申請する場合、様式第1号、第3号から第11号及び指揮系統がわかる組織図については、共同事業体として内容を記載したものを作成し、それ以外の書類については構成団体ごとに提出してください。

1 応募申請書等

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第1号	旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業者応募申請書	運営事業者募集に対する応募申請書	
様式第2号	旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業者応募申請申立書	提出書類のうち該当しない書類の名称と該当しない理由について申し立てをするもの	

2 運営事業の計画

(1) 事業運営に関する事項

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第3号	①事業目的を踏まえた総合的な事業運営方針	事業目的を踏まえた総合的な事業運営の方針について記載してください。	
様式第3号	②事業運営意欲・抱負・理念等	事業運営に向けた意欲及び抱負・理念等を記載してください。	

(2) 事業内容に関する事項

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第3号	①事業内容	本施設で運営する事業を産業分類ごとにすべて記載してください。	
様式第3号	②都市農村交流の促進及び、関係・交流人口の増加に関する方策	与謝野町の関係・交流人口の増加を図るための事業運営の手法について記載してください。	
様式第3号	③農村地域の振興に関する方策	農村コミュニティ社会と地域文化の維持発展に貢献できる事業運営の手法について記載してください。	
様式第3号	④地域経済循環に関する方策	地域内での経済循環の活性化を図るための	

	る方策	手法について記載してください。	
様式第3号	⑤地域や関係団体との連携	事業運営に当たり、地域や関係団体との連携の考え方について記載してください。	
様式第3号	⑥事業企画・計画	本施設で実施する事業の内容を具体的に記載してください。	

(3) 運営に関する事項

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第3号	①施設の維持管理の考え方	施設の的確な維持管理と管理水準向上のための方策について記載してください。	
様式第3号	②危機管理・安全対策について	ア 通常時からの安全対策（日常の警備及び事故防止、防災対策）について具体的に記載してください。 イ 施設内の事故発生時等における危機管理（緊急時の連絡体制、役割分担等）について具体的に記載してください。	
様式第3号	③個人情報の保護について	個人情報の管理体制について記載してください。	

(4) 実施体制に関する事項

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第3号	①本部と現地の管理体制（責任体制）	運営事業を実施するための管理体制について記入してください。また、本部と現地との業務実施体制（業務、人員配置等）がある場合、組織図や一覧表等で記載してください。	本部が別施設等にある場合
様式第3号	②現地職員の配置計画	組織図や一覧表等で記入（有資格者の配置が必要な場合は有資格者である旨を記載してください。）するとともに、勤務ローテーションを別表で示してください。また、必要な人員の任用計画を記載してください。	
様式第3号	③人材の育成計画	運営事業に携わる職員の研修計画等について記載してください。	
様式第3号	④トラブル、苦情処理の方策	トラブル、苦情処理等への対応の方策について記載してください。	

(5) その他の事項

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第3号	①環境への配慮について	環境配慮に向けた考え方及び取組みについて具体的に記載してください。	

3 財務計画書

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第4号	①初期費用計画 ②運転資金計画 ③売上計画 ④損益計画 ⑤キャッシュフロー計画 ⑥資金調達計画 ⑦財務諸表の予測 ⑧リスク管理計画 ⑨その他計画	①運営開始までの初期投資計画 ②事業運営に必要な資金計画 ③事業収益予測 ④損益分岐点分析 ⑤現金収支の計画 ⑥運営開始までの資金調達計画 ⑦損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計画書 ⑧財務面のリスク対応に関する計画 ⑨その他説明に必要な計画	①～⑨の申請書類については任意様式での提出も可とする。

4 団体に関する書類

様式番号	申請書類	記載内容等	備考
様式第5号	法人(団体)の概要書	(1) 沿革、事業内容等 既存のもので可。ただし、時系列で記載し、事業内容について具体的に記載されているもの。 (2) 財政状況 直近過去3年間について記載してください。	
-	法人登記簿謄本	募集日以降に交付されたものを提出してください。 *法人以外の団体の場合は、代表者の身分証明書を提出してください。	<u>原本に限る</u>
-	定款等	定款、寄附行為その他これに類する書類で最新のものを提出してください。 *法人以外の団体の場合は、団体の設立を定めた規約その他これに類する書類を提出してください。	
-	役員名簿	最新のものを提出してください。団体の役員が他団体の役員を兼ねている場合は、その団体名と役職を記入してください。	
-	団体概要に関する書類	申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画及び過去2か年の事業報告書を提出してください。なお、設立趣旨、事業内容のパンフレット等、団体の概要がわかるものを作成している場合は添付してください。	

-	納税証明書	<p>「法人税」、「消費税」、「地方消費税」、「都道府県税」、「市町村税」の滞納のない証明書又は直近過去3か年分の納税証明書を提出してください。</p> <p>*法人税、消費税、地方消費税は税務署発行の納税証明書「その3 の3」を提出してください。</p>	
-	貸借対照表等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社等の場合は、過去3か年分の貸借対照表、損益計算書及び付属書類（販売費及び一般管理費の明細、その他人件費が含まれる費用があればその明細） ・公益法人等の場合は、過去3か年分の貸借対照表、収支計算書及び財産目録 ・その他の団体の場合は、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書、過去2か年の収支決算書及び財産目録並びに代表者の主な経歴を提出してください。 <p>*指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体は、設立時のものを提出してください。</p>	
-	現在の組織・人員体制を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・人員表 各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤職員数は7.5時間で一人と換算してください。 ・指揮系統がわかる組織図 ・就業規則、経理規則、給与規定等（最新のものを提出してください。） 	
-	情報公開に関する規程又はこれに類する書類	情報公開規程等	
-	個人情報保護に関する対応について記載した書類	個人情報保護規定等	
-	マニュアル関係（作成している場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・要望（苦情）対応マニュアル等 ・環境保護に関する対応マニュアル等 ・安全管理・危機管理・事故対応マニュアル等 ・情報管理（情報セキュリティ）対応マニュアル等 <p>*最新のものを提出してください。</p>	

5 その他

様 式	申 請 書 類	記載内容等	備考
様式第 6 号	申請資格がある旨の誓約書（法人等）	運営事業者募集要項に定めた申請資格・条件を確認して提出してください。	
様式第 7 号	共同事業体協定書兼委任状	共同事業体を結成し、町との間における権限を代表に委任して申請する場合提出してください。	
様式第 8 号	共同事業体連絡先一覧	共同事業体で申請する場合に提出してください。	
様式第 9 号	現地説明会参加申込書	この申込書は、現地説明会開催の前日（正午）までに与謝野町役場農林環境課に届くように提出してください。	
様式第 10 号	質問書	質問書の提出期限は、令和 7 年 4 月 18 日（金）までです。	
様式第 11 号	辞退届	運営事業者の申請を辞退される場合に提出してください。	
様式第 12 号	確約書	施設の運営事業者の申請に当たり必要な取り決めをおこなう場合に提出してください。	

6 施設改修等の希望について

事業運営に伴い施設の改修、補修、模様替え等の計画がある場合、その概要について任意の様式で提出してください。施設の図面等の資料が必要な場合は問合せ先にご連絡ください。

別紙3

選定審査基準

運営事業者の審査・選定は「旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において行います。

(1) 審査委員会による審査方法

- ① 審査委員会において、申請事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案書類の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査を行い、合計点数が最も高い事業者を運営事業者の候補者として選定し、それに次ぐものを次点者として選定します。
- ② 審査項目ごとの配点は、下表の「評価基準表」の通りとし、委員1人あたり170点満点とします。
- ③ 上位者の合計点数が同点となった場合は、選定委員長の意見を尊重し決定します。
- ④ 運営事業者の選定に当たり、最低限必要な合計点数は全体の6割とします。なお、審査対象事業者が1者となった場合でも審査は実施し、合計点数が全体の6割未満の場合は運営事業者の選定は行わないものとします。

【評価基準表】

区分	項目	審査の視点・内容
①事業内容に関する事項 (80点)	事業目的について	事業目的(施設活用目的)を踏まえた事業運営計画となっているか
	地域や関係団体などとの連携	地域や関係団体、事業者などとの連携が図られているか、またはその予定があるか
	事業運営計画について	事業運営計画の内容等が具体的、現実的であるか
	財務計画について	具体的、現実的な財務計画であるか。また、事業運営計画と整合が図られているか。
②実施体制に関する事項 (30点)	有資格者及び適切な人員配置について	施設運営に係る法令等に則した有資格者の配置がされているか。過去に飲食業及び宿泊業の経営経験があるなど、実績を有しているか。経験がない場合、従業員等の経歴で遅滞なく運営できる計画及び体制を有しているか
	組織内のガバナンスについて	組織内のガバナンスが取れる体制か

③申請団体に関する事項 (20点)	経営安定性について	事業運営を持続できる安定的な経営基盤を有しているか
	同種の施設運営業務の実績について	同種の施設運営業務の実績があるか
④事業運営に関する事項 (40点)	施設・設備の維持管理の計画について	施設の維持管理と管理水準向上のための方策を講じているか
	日常の警備及び事故防止、防災に関する対策について	日常の警備及び事故防止、防災に関する対策は適切か
	緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めについて	緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めや役割は適切か
	個人情報保護に関する制度の理解及び体制について	個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか

(2) 審査方法等

事業者による提案内容のプレゼンテーションは以下のとおり行います。

日時	令和7年8月上旬 ※応募があった事業者に対し詳細をお知らせいたします。
場所	与謝野町役場 元気館2階 視聴覚室
その他	プレゼンテーションに当たっての留意事項は以下のとおりとします。 ・説明者は1事業者につき3名以内の参加とします ・プレゼンテーションは事前申請があった書類を使用して行うものとし、追加補足等の資料の提出は認めないものとする ・持ち時間はプレゼンテーション30分程度、質疑応答ヒアリング30分程度を含め1時間程度とします

(3) 選定結果の通知および公表

選定結果は、提案書類を提出した全参加者に文書にて通知します。また、運営事業候補者について、与謝野町ホームページで公表されます。

別図

与謝野町食と健康の拠点施設 管理活用区域図

